商法予備２９－２３　肢２

第１．肢の結論

正しい

第２．取締役会設置会社が，株式発行と同時に資本金の額を減少する場合の手続

１．問題の所在

取締役会設置会社が，株式発行と同時に資本金の額を減少する場合，資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らない。このようなとき，どのような手続で，資本金の額を減少できるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

このような場合は，取締役会の決議で行える（４４７条１項・３項)。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，資本金の額の減少は，株主総会の特別決議が必要である（４４７条１項，３０９条２項９号)。

そこで，本件のような場合も，株式と同時発行して，結果的に資本金の額を下回らなくても，一度は，資本金の額を減少する。そのため，株式総会の特別決議が必要であるように思える。

しかし，不都合である。今回のような場合，株式発行を同時に行い，結果として資本金の額は減少しないのである。

仮に，特別決議を必要とすると，手続が重くなり，資金調達が遅れてしまう。

すなわち，一度，資本金額を減少し，株式発行をするのは，会社の欠損を埋めて，財務状況をよくするためである。会社，株主にとって，利益である以上，迅速に手続を進める必要がある。

そこで，法は，本件のような場合には，取締役会の決議で認められるとした。

実際，資本金の減少に，特別決議を要求した趣旨は，減少により，会社の信用，資産価値が下がるので，株主保護のため，厳格に手続を図るものである。

本件の場合，株主は害されないので，原則の趣旨は当てはまらない。

そこで，法は，その点を明確にするために，取締役会設置会社においては，取締役会で意思決定できるものとしている。

以上